

平成 28 年度 自治会懇談会（旧松川小仮設住宅）

○日 時：平成 29 年 2 月 1 日（水） 18：30～20：00

○場 所：旧松川小仮設住宅 集会所

○出席者：10 人

○質疑応答

1	飯舘村社会福祉協議会も村へ戻るのか。	3 月中に村へ戻る。場所は、ひだまりの家。生活相談員は森林組合があった場所を拠点に避難先を訪問する。
2	松川第一仮設にある、あづまっぺは継続するのか	継続する。いいたてクリニックで、リハビリも含めてミニデイをやる予定。いいたてクリニックは週 2 回診察で 1 か月に 5～6 人の利用だが、村との契約もあるので、少ない患者数でも診察に来てもらっている。
3	宿泊体験館きこりで、料理の提供は再開しないのか。	宿泊は再開するが、人件費がかかるため料理の提供はできない。料理の取り寄せなどの中継ぎはやる。4 月再開は難しいが、早くリフォームして再開させたい。
4	村内で買い物できる場所はコンビニだけか。	コンビニは 8 月 12 日にオープンする道の駅へ移転する。商工会で生鮮食品を取り扱う店舗をオープンできないか検討中。コープマートが宅配をしているほか、川俣町の運喜からも村へ話が来ている。
5	震災時に入居していた大谷地の村営住宅が解体された。この場合、住所はどうなるのか。今後、子どもの高校入学などが控えており、住所の記入に苦慮する。	通常、建物が無くなった場合、住所は無くなるが、29 年度は二重住民票の扱いは継続するので心配ない。その後も村に住所があることを証明できるよう配慮する。
6	仮設住宅はいつまでであるのか。集約の予定はあるのか。	29 年度は継続が確定している。30 年度も要望しており、ほぼ認めてもらえる見込んでいる。自治会や入居者から要望があれば、移動してもらうことも有り得るし、避難先自治体から退去の

		お願いがあれば従わざるを得ないと思う。
7	生きがい農業補助金は、自家消費も対象か。腐葉土の購入費も対象か。	対象となる。これから制度設計するがあまり難しくないようにしたい。
8	全員が引っ越し補助金 20 万円をもらえると、訪問販売業者が言っている。	自治会懇談会にて、震災当時の 1 世帯 20 万円と説明している。たとえば祖父母が村に戻って 20 万円もらった後に、同じ世帯の息子夫婦が戻っても 20 万円はもらえない。
9	村の農地にも固定資産税はかかるのか。税金を払っていきけるか不安だ。	農地にも税金はかかるが、3 年に 1 度不動産鑑定を行っていて、評価額は下がるだろう。
10	月 10 万円の精神的賠償は支払われているが、震災前の村の生活に対する慰謝料は支払われていない。一般村民の賠償について“震災前の生活に戻っていない”と村長が先頭に立って東電に請求してほしい。	避難指示解除も村民が少しでも多く、公平に賠償してもらうよう国と交渉してきたし、昇口舗装や家屋解体など国から引き出すことができた。さらなる賠償を求めたいのであれば、個人で請求することは止めない。
11	深谷の復興拠点施設に、高齢者が集まれるような場所を作ってほしい。	集会所は用意する。自治会の解散後に開いた同窓会に補助する事業も考えている。
12	以前、村の介護保険料が全国 2 位という報道があったが、今後の運営が心配。	震災と避難により体が弱ったため、介護サービスを利用する人が増えたことが要因。今後、村単独では運営できなくなることが予想されるので、国も何らかの対策を検討していると思う。
13	少人数でも自治会は続けることができるのか。退去が進み、班長の確保が難しい。	飯野支所に相談してもらえば、班編成などについても助言する。